

○新潟県道路占用料徴収条例の運用について

平成元年9月1日道維第571号全部改正

平成7年3月16日道維第722号一部改正

平成8年3月29日道維第829号一部改正

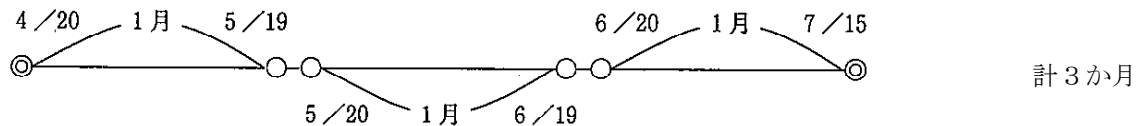
令和3年2月18日道管第467号一部改正

(1) 占用料の額（条例第2条関係）について

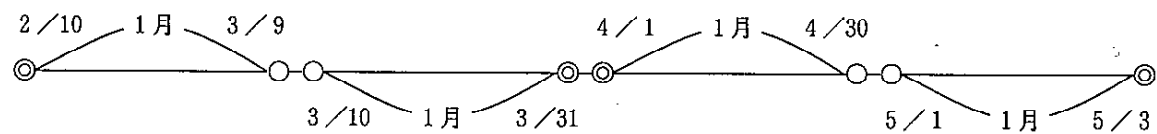
ア 期間の算出については、民法第143条の規定による。（例1）

ただし、2以上の年度にわたるものについては、年度ごとに算出するものとする。（例2）

例1：占用期間が4月20日から7月15日までの場合



例2：占用期間が2月10日から5月3日までの場合



当初年度について2か月、次年度について2か月、計4か月

イ 占用料の算定は、個数、本数及び面積を単位とする占用物件にあつては、1個ごとに端数処理し、計算するものとする。（例3）

また、線、管類など延長を単位とする占用物件にあつては、1許可に含まれる総延長を外径（占用物件の区分別）、路線、市町村ごとに分類したうえで端数処理し、計算するものとする。（例4）

なお、面積及び延長の端数については、切り上げて計算（条例別表（第2条関係）備考(8)）し、占用料に1円未満の端数が生じたときは、「国等の債権債務等の金額の端数計算に関する法律（昭和25年法律第61号）」第2条第1項の規定の適用により、その端数は切り捨てることとなる。

例3：同型の看板が2個の場合

$$1,900円 \times (10月 / 12月) \times 1 \text{ m}^2 = 1,583円33銭$$

$$1,583円 \times 2 \text{ 個} = 3,166円 \text{（徴収すべき占用料金）}$$

1 占用料の年額 1,900円

2 占用の期間 10か月

3 表示面積 0.8m²

例4：1許可の中で外径、管種の違う管がある場合

$$58円 \times (8月 / 12月) \times 7m = 270円66銭$$

$$43円 \times (8月 / 12月) \times \frac{(7.8m + 5.3m)}{2} \rightarrow 13.1m$$

$$= 43円 \times (8月 / 12月) \times 14m$$

$$= 401円33銭$$

$$270円 + 401円 = 671円 \text{ (徴収すべき占用料金)}$$

1 占用料の年額 ①58円

②43円

2 占用期間 8か月

3 占用延長 ①のコンクリート管 6.4m

②の鋼管 7.8m

②の鋳鉄管 5.3m

ウ 上記計算の結果算出された1許可中に含まれるすべての占用物件の占用料の合計額が、各年度において100円に満たない場合は当該年度の占用料の額は100円とする。(例5及び6)

例5：新規許可の場合

$$120円 \times (8月 / 12月) \times 1m = 80円 \quad 100円 \text{ (徴収すべき占用料金)}$$

1 占用料の年額 120円

2 占用期間 8か月

3 占用延長 1.0m

例6：年度途中の変更許可の場合

$$120円 \times 1年 \times 1m = 120円 \text{ (徴収済みの占用料金)}$$

$$120円 \times (8月 / 12月) \times 2m - 120円 = 40円 \quad 100円 \text{ (徴収すべき占用料金)}$$

1 占用料の年額 120円(変更前) 240円(変更後)

2 占用期間 1年(変更前) 8か月(変更後)

3 占用延長 1.0m(変更前) 2.0m(変更後)

エ 消費税の徴収を伴う場合の計算例(例7及び8)

消費税法上、1か月未満の土地の貸付けは非課税取引に当たらないため、消費税を徴収する。

(条例第2条第2項)

例7：旗ざおの場合

$$19円 \times 1日 \times 10本 \times 1.1 = 209円$$

1 占用料の日額 19円

2 占用の期間 1日

3 占用個数 10本

例8：工事用足場の場合

$$190円 \times 1月 \times 8m^2 \times 1.1 = 1,672円$$

$$= 1,672円 \text{ (徴収すべき占用料金)}$$

- | | | |
|---|--------|------|
| 1 | 占用料の月額 | 190円 |
| 2 | 占用の期間 | 20日 |
| 3 | 占用面積 | 7.2㎡ |

オ 消費税の徴収を伴わない場合の計算例（例9）

例9：工事用足場の場合

$$190円 \times 1月 \times 8㎡ = 1,520円$$

$$= 1,520円 \text{（徴収すべき占用料金）}$$

- | | | |
|---|--------|------|
| 1 | 占用料の月額 | 190円 |
| 2 | 占用の期間 | 1月 |
| 3 | 占用面積 | 7.2㎡ |

(2) 占用料の減免（条例第3条関係）について

ア 占用料を減免する具体的範囲については、「土木部出先機関委任事務（行政事務）処理要領（昭和46年4月1日付け監第1017号）第4 使用料、手数料等の減免基準」（以下「基準」という。）によること。

イ 道路占用許可申請書の占用予定物件が基準に該当する場合は、許可伺いに減免該当項目を具体的に記載し、占用許可決裁権者の決裁をとり減免を行うものとする。

ウ 基準により減免の対象となるもの以外について、占用申請者から占用料の減免を求める意思表示があった場合は、占用料の減免申請書を提出させ、これに関する土木事務所長の意見を付して知事に指揮伺いをするものとする。この指揮伺いには、占用料の減免申請書のほか、道路占用許可申請書を添付するものとする。

エ 減免額に1円未満の端数が生じたときは、切り捨てる。（例10）

例10：電線共同溝、キャブ等に設ける電線類（規定額の1／5の額を免除）の場合

$$3円 \times 1年 \times 111m = 333円$$

$$3円 \times 1年 \times 111m \times 1 / 5 = 66.6円 \quad 66円 \text{（減免額）}$$

$$333円 - 66円 = 267円 \text{（徴収すべき占用料金）}$$

1	占用料の年額	3円
2	占用期間	1年
3	占用延長	111m

(3) 占用料の徴収方法（条例第4条関係）について

ア 占用料の徴収の決定（調定）をすべき「原因発生」とは、許可に係る占用期間の初日をいうものであること。

ただし、電線共同溝への占用については、当該占用に係る電線の敷設工事を開始した日が許可に係る占用期間の初日と異なる場合には、当該敷設工事を開始した日となるものであること。

イ 「総額が1,000円未満の占用料」とは、許可した占用の全期間に対応する占用料が1,000円未満の場合とする。

ウ 占用料について分割納入によらない旨の申し出があった場合は、占用申請書の本文になお書きを

記入させる等、本人の意思が確認できる様に処理しておくこと。

エ 上記以外の占用料の調定、納期限、納入通知書の発行、調定の変更、過誤納金の還付等の事務手続きについては、条例上特に規定がないので、新潟県財務規則（昭和57年新潟県規則第10号）第4章の規定により処理するものとする。

(4) 延滞金（条例第6条関係）について

延滞金の全部又は一部の減免を受けようとする者は、減免申請書を知事に提出するものとする。

(5) 電柱等の区分（条例別表関係）について

ア 電柱又は電話柱（以下「電柱等」という。）については、各土木事務所ごとに、占用者の事業所の管内を1つの単位（以下「単位地域」という。）として、当該単位地域内の電柱等1本当たりの平均条数（以下「平均条数」という。）により、第1種、第2種、第3種の区分を行うものとする。（土木事務所で電柱等区分の実態をすべて把握している場合を除く。）

イ 平均条数については、当該単位地域内に当該占用者が設置した電線の延長を、こう長又は電柱等間の平均距離（30メートルとみなす。）に上記電線が架設された電柱等の本数を乗じて算出した延長で除して算出する。

なお、電柱の平均条数については、電力事業者の電柱にあつては、上記に保安通信線分として一律0.2条を加算することとし、架空地線（避雷線）は条数として加算しないものとする。

ウ イにおける電線の延長及び電柱等の本数は、その電線及び電柱等の設置が道路区域内か外か、自社柱への架設か他社柱への架設か、道路管理者の管轄如何にかかわらず、当該単位地域内の全電線及び全電柱等により算出する。

エ 平均条数に係る端数処理については、小数点以下を切り捨てるものとする。

オ 電柱等の区分の決定に係る平均条数の確定については、年1回行い、占用料徴収年度の前年度の特定時期の数値を用いるものとする。

カ 電柱等の新設に当たっての当該年度における占用料の額については、当該電柱等の支持する電線の条数にかかわらず、当該単位地域内の電柱等の区分に基づく占用料の単価を月割して算出するものとする。

(6) 共架電線その他上空に設ける線類（条例別表関係）の延長について

ア 共架電線その他上空に設ける線類（以下「共架電線等」という。）の延長については、当該単位地域の電柱等1本当たりの平均電線延長に共架に係る電柱等の本数を乗じることにより算出するものとする。（土木事務所で共架電線等の延長の実態をすべて把握している場合を除く。）

ただし、電力事業者に係る共架電線等の延長については、平均電柱間距離を30メートル、平均条数を3条とみなして、これに道路を占用している共架に係る電柱の本数を乗じて算出するものとする。

イ 電柱等1本当たりの平均電線延長の算出については、次のいずれかの方法によるものとする。

(ア) 電柱等間の平均距離（30メートルとみなす。）に平均条数（(5)により算出するが、この場合、小数点第3位以下を切り捨てるものとする。）を乗じる方法

(イ) 当該単位地域内に当該道路占用者が設置した電線の延長を当該電線が架設されている電柱等の

本数で除する方法（(5)により算出するが、この場合、小数点第2位以下を切り捨てるものとする。）

ウ 平均電線延長及び平均条数の確定については、年1回行い、占用料徴収年度の前年度の特定時期の数値を用いるものとする。

エ 共架電線等の新設に当たっての当該年度における占用料の額については、当該共架電線等の延長にかかわらず、上記の方法により算出される延長により算出するものとする。

(7) 一般的に設けるものとその他のもの（条例別表関係、法第32条第1項第6号に掲げる施設及び政令第7条第1号に掲げる物件）の区分について

ア 占用料の単価が日及び月で区分されているものにあつては、その占用の期間が10日未満のものについて日単価を、10日以上のものについて月単価を適用する。

イ 占用料の単価が月及び年で区分されているものにあつては、その占用の期間が10月未満のものについて月単価を、10月以上のものについて年単価を適用する。

(8) 占用物件の別表適用（条例別表関係）について

ア 「法第32条第1項第1号に掲げる工作物」の項

(ア) 「第1種電柱、第2種電柱、第3種電柱」の項

ガス事業者が設ける電磁防食等のための電力引込柱については、本項を適用する。

(イ) 「第1種電話柱、第2種電話柱、第3種電話柱」の項

電気事業者が設ける電力保安通信設備（独立電話柱）については、本項を適用する。

また、有線テレビジョン放送事業者及び有線音楽放送事業者が設ける放送設備（独立柱）についても、本項を適用する。

(ウ) 「その他の柱類」の項

支柱（柱により電柱等を支えるもの。）及び支線柱（線及び柱により電柱を支えるもの）については、本項を適用する。

(エ) 「地下に設ける電線その他の線類」の項

電線共同溝、キャブ等に設ける電線類は、本項を適用する。

(オ) 「路上に設ける変圧器」の項

路上に設ける開閉器、低圧分岐装置、高圧キャビネット等については、本項を適用する。

(カ) 「地下に設ける変圧器」の項

地下に設ける開閉器、低圧分岐装置、高圧キャビネット等については、本項を適用する。

(キ) 「変圧塔その他これに類するもの及び公衆電話所」の項

ガス事業者が地上に設けるガス整圧塔、パーソナル・ハンディホン・システム無線基地局及び光アクセス装置本体については、本項を適用する。

(ク) 「その他のもの」の項

ベンチ、上屋、時刻表示板及び非常用救助袋固定環（1対で1㎡とする。）については、本項を適用する。

イ 「法第32条第1項第2号に掲げる物件」の項

橋りょう添架となる管路については、本項を適用する。

ウ 「法第32条第1項第3号に掲げる施設」の項

索道については、本項を適用する。

エ 「法第32条第1項第5号に掲げる施設」の項

(7) 「その他のもの」の項

撤去を前提とし、その目的から期限を限って使用される通路又は道路施設として引き受けることができない構造物（栈橋、階段、鉄板等）を設けて乗り入れる通路で、その目的が工事用でない通路については、本項を適用する。（工事用であるかは、工事用車両の出入り及び工事現場の有無等により判断する。）

オ 「政令第7条第1号に掲げる物件」の項

(7) 「看板」の項

商店・会社・商品名等の広告内容が表示されている表示板等については、本項を適用する。

(4) 「標識」の項

工場・寮等への道程を示す案内板、バス停留所標識及び交通安全上又は保安上等の必要から設置する表示板等（ただし、広告内容が表示されていないもの）については、本項を適用する。

カ 「政令第7条第2項に掲げる工事用施設」の項

撤去を前提とし、その目的から期限を限って使用される通路又は道路施設として引き受けることができない構造物（栈橋、階段、鉄板等）を設けて乗り入れる通路で、その目的が工事用である通路については、本項を適用する。（工事用であるかは、工事用車両の出入り及び工事現場の有無等により判断する。）